

【商品概要説明書】

(平成 30 年 4 月 2 日現在)

商 品 名	子育て応援プラン
ご利用 いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>(1) 満 20 歳以上の個人の方で、小学校入学前の子供を養育する親権者（妊娠中の方も含む）または実質的に扶養している親族の方 ※親権者によるお申込の場合は、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも可</p> <p>(2) 安定継続した収入のある方 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告の実績がある方</p> <p>(3) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡</p> <p>(4) 保証会社（(一社) しんきん保証基金）の保証を受けられる方</p>
お使いみち	<p>出産・子育てにかかる次の資金（ただし、支払済資金は除きます。）</p> <p>(1) 出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金 （育児用品購入費用、入院・出産費用、通院・定期健診費用、保育園・幼稚園費用、入学準備費用、習い事費用等）</p> <p>(2) お申込人が (1) を使途として当金庫を含む金融機関から借入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料【(1) と合わせた申込みに限ります】</p>
ご融資金額	1 万円以上 100 万円以内（1 万円単位）
ご融資期間	3 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資利率	<p>年 3. 28%（固定金利型）</p> <p>【金利優遇制度】</p> <p>・「GO!GO!くっつき隊」パスポート所有者は通常金利より 0. 3%優遇いたします。</p> <p>※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。</p>
ご返済方法	<p>元金均等または元利均等毎月返済とし、6 ヶ月毎のボーナス併用返済（ご融資金額の 50%以内）もできます。ただし、元金据置期間※は 6 ヶ月まで可能です。</p> <p>※産前産後休業または育児休業中の場合は最長 2 年まで元金据置が可能</p>
担保・保証人	保証会社（(一社) しんきん保証基金）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資利率に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年 18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>(1) 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合は顔写真付住民基本台帳カード・パスポート・健康保険証等</p> <p>(2) お使いみちがわかる資料（見積書・注文書・請求書・パンフレット等）</p> <p>(3) ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持</p>

	<p>ちください。)</p> <p>(4) 日本国籍以外の方は、特別永住者証明書等 ※金利優遇制度を利用する場合は、上記のほか「GO!GO!くっつき隊」パスポートが必要になります。</p>
その他ご留意事項	<p>(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2) お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>